

J. スチュアートにおける象徴貨幣と国家

大友 敏 明

はじめに

1694年、イングランド銀行がロンドンで設立された。ジェイムズ・ステュアートによれば、この会社は13年間銀行業を営む排他的特権と引き換えに、会社の創業資金である約120万ポンド・スターリングを政府に貸し付けた。その後、この資金はその特権の延長と引き換えに、追加的な貸付を政府に行なうことで1,100万ポンドまで増加した。(Steuart1767, , 295-6) ステュアートが指摘するように、政府は国立銀行を設立しみずから自己宛債務証券を発行するのではなく、イングランド銀行に紙幣の発行権や国債引受の独占権を与え、代わりに政府への貸付を要求した。政府は特定の銀行に紙幣発行権を付与し、その銀行から借り入れをするという方法を選んだのである。イングランド銀行は設立当初から「政府の銀行」であった。

ステュアートが銀行業の揺籃期にあるすべての商業国に導入しようとする銀行は、こうした「政府の銀行」ではなく、「流通の銀行」である。貴金属は貿易赤字で対外に流出し、また保蔵している鑄貨はその所有者の意向に左右されるので、国家が鑄貨を流通に供給させるには限界がある。この国家による鑄貨供給の限界を打開するために設立するのが、「流通の銀行」である。この銀行は土地担保にもとづいて象徴貨幣を貸し付け、地主の消費を奨励しファーマーやフリー・ハンズの勤労を促進する。象徴貨幣は銀行券だけではなく、銀行預金、手形、債券および商人の帳簿(, 39)も含むが、以下では銀行券のみを想定しよう。「流通の銀行」はこうした象徴貨幣を創造し一国の経済循環に有効需要を創出することによってその円滑な運行と拡大を保障する機関なのである。だが、ステュアートによれば、この担保にもとづく「流通の銀行」は国家の制度的な保証を必要とし、国家が国内流通に貨幣を供給する国民的銀行(a National Bank)を設立し、さらには国家信用がこの銀行を背後から保護しなくてはならない。「流通の銀行」はなぜ国家の制度的な保証を必要とするのか。また国家が貨幣制度に介入する必然性とは何だろうか^{1), 2)}。

1) ステュアートの指摘する国家と為政者について付言しておく。ステュアートによれば、為政者(ステイツマン)は、「立法府と最高権力を意味する一般的な用語」(, 2)であり、為政者と国家とは一体のものである。しかし為政者はその最高権力を公共心(public spirit)に従って行使す

「流通の銀行」は土地担保にもとづいて流通に貨幣を供給するが、この銀行が行なう貨幣供給はいくつかの限界に達する。それは第1に借り手が債務不履行をひきおこし、貸し手である銀行が担保である土地を売却できない場合である。土地市場が機能していれば問題ないが、それが機能せず担保を売却できず貸付金を回収できないのであれば、銀行は今後担保にもとづく貸付をしないだろう。そうなれば、流通に貨幣が供給されなくなり、勤労は停滞する。これは担保にもとづく貸付を行なう銀行の根幹にかかわる問題である。土地市場が十全に機能していないのであれば、これを解決するには、強い機関をつくって、この機関に土地を売却してもらうしかない。この機関が国家であって、ステュアートは国家が貸し手の債権を保証すればよいと言う。すなわち国家が限嗣相続や信託相続などを廃止し、土地の流動化を促すとともに、貸し手と借り手のあいだに紛争や訴訟が生じて裁判所は債権者の有利になるような判定を下す。こうした制度があれば、貸し手はひきつづき貨幣を供給するだろう。「流通の銀行」の貨幣供給の限界を打開するのは、国家が貸し手の債権を保証する制度をつくることである。

しかし、「流通の銀行」の貨幣供給の限界は別の側面からもあらわれる。「流通の銀行」から貨幣を借りた地主はファーマーやフリー・ハンズから商品を購入するので、この銀行が発行した銀行券は第三者の手に渡る。この銀行券は持参人払いの私的な金債務証券であるので、銀行は兌換請求があればそれに応じなければならない。だが、「流通の銀行」は貴金属の対外流出に直面し、流通に貨幣を供給することを「拒む」場合があるとステュアートは言う。これが第2の貨幣供給の限界である。「流通の銀行」にとって兌換義務は銀行券の所有者に対する義務である。しかし貴金属が対外流出しているときに、国内流通の新たな貨幣需要に対して追加の銀行券を発行することは、銀行には追加の債務残高の増大である。これが銀行に兌換請求の「恐れ」を感じさせ、追加の銀行券の発行を拒否させるのである。この銀行券の発行の拒否は、流通に貨幣を供給するという銀行の社会的機能、すなわち「国民にたいする銀行としてのみずからの義務を放棄」(, 235) することである。これに対処するには銀行は利益を崩して準備金を補充する必要がある。それは銀行の利益の減少をまねく。銀行が流通への貨幣供給を拒否

る人物である。したがって、為政者が社会を統治する最善の方法は、「すべての個人の利益にできるだけ矛盾しない行政の制度を作り上げること」(, 220) である。あらゆる個人は私的な利益だけのために行動することを認めた上で、公共心はその私的な利益の上に構築される。私益の上に築かれる「公共の利益については、国家、すなわち為政者だけが判断できる」(, 221) ので、国民に求められることは立法府が作る「法律への厳格な服従」(, 223) だけである。ステュアートには諸個人の私的な利益の上にかんして公共心を体現した為政者=国家が形成されるかという考察はないが、彼はできあがった国家を与件にして、この国家がいかんして諸個人の私的な利益の増大をコントロールするかを考察した。ステュアートは公共心を体現した為政者=国家に信頼をおいていたのである。

2) 小論は『原理』の「流通の銀行」論において国家による制度的な保証や国民的銀行を背後から支える国家の重要性を強調するものであるが、このことはステュアートの『原理』の重商主義的な性格を浮き彫りにするためではない。むしろ貨幣制度と国家が対立するのではなく、国家の制度的な保証が貨幣制度の欠陥を埋め市場の発達を促進するものであることを『原理』のなかに見出すものである。

した理由がここにある。銀行は利潤を追求する私的な性格を優先させて、流通に貨幣を供給する社会的機能を拒否したのである。

これと同じ事態が国内流通にもおこるとステュアートは指摘する。銀行券の兌換請求を貿易赤字にもとづく対外的な貴金属の流出の場合に限り、国内流通での流通手段はもっぱら銀行券で行なうべきだとステュアートは考えていた。だが、国内流通ではもっぱら紙券が流通していても、スコットランドでは「流通の銀行」が相互に自行の銀行券の流通領域を拡大するための競争をしている。この競争が他行に対する「嫉妬」(, 273) を呼びおこし、そのため銀行は「取付合戦」をしかける。銀行は相手の攻撃に備えて必要以上の準備金を補充する必要に迫られ、その結果、銀行の利益は減少する。だが銀行が苦心して準備金を補充しても、この準備金の補充は鑄貨の国内流出(他行への支払い)に備えての対策であった。だから、対外的な貴金属の支払いのための世界貨幣準備金の確保を「怠る」ことになる。為替業者がこのような状況を見て「流通の銀行」に兌換請求するのをやめて都市の銀行に兌換を請求する。都市の銀行も複数あるので、為替業者はそのなかでも「最も評価が高い紙券」(, 273) を発行する銀行に兌換を請求することになるだろう。だが、都市の銀行も自行以外の他行の紙券を排除しようとする点では、「流通の銀行」と同じである。準備の補充のために鑄貨がしまい込まれると、「最も評価が高い紙券」を発行する銀行も世界貨幣準備金が減少することになる。そうなると遠隔地間の取引の決済をするには、貴金属が利用できなくなり、ロンドン宛の手形が代わりに用いられる。そしてこのロンドン宛の手形の為替手数料が跳ね上がると、それはやがてスコットランドの内国為替手形の為替手数料にも運動し上昇する。こうなると、商人や製造業者の利潤が減少し、為替業者への返済も困難に陥るだろう。こうした一連の事態は、「流通の銀行」が地方的流通のなかで自行の權益を拡大するためにおきる貨幣供給の第3の限界である。「流通の銀行」は、国内流通の特定の流通領域に貨幣の供給をするが、地方的流通のその特定の流通領域をこえる遠隔地の支払いにはこの銀行券は通用しない。この「流通の銀行」の貨幣供給の限界を打開するのは、都市の銀行の銀行券、さらにはロンドン宛の手形である。しかし都市の銀行券やロンドン宛の手形も結局は使用できなくなる。こうして「流通の銀行」が流通に貨幣を供給すること自体に限界が生じるのである。

この貨幣供給の限界を打開するためにステュアートが提案したのが、国民的銀行の設立である。この国民的銀行は中央銀行である。ステュアートは、地方的流通で貨幣を供給する複数の「流通の銀行」から出発し、この銀行の貨幣供給の限界を指摘し、この限界を克服するものとして最後に単一発券銀行としての国民的銀行の設立を提案したのである。

銀行は本来、利潤を追求する私的な性格をもちながら、同時に流通に貨幣を供給する社会的な性格をもっている。「流通の銀行」は、担保にもとづく貸付を行なうが、この点に変わりはない。この銀行は流通に貨幣を供給する社会的な機能を私的な金債務証券で行なう。したがって「流通の銀行」が利潤を追求すればするほど貸付利子は増えるが、銀行の債務残高も増大す

る。債務残高が増えると、兌換準備金の獲得費用が増え、その分銀行の利益が減る。これは銀行の2つの性格の矛盾である。ステュアートによれば、この矛盾を解決するには、銀行資本の兌換準備金の節約という共通の利益を保証するために、特定の銀行に準備を集中し、貨幣を質的に同一にすることである。流通に貨幣を供給するという銀行の社会的機能を特定の銀行に付託するならば、特定の銀行を除くすべての銀行は準備を節約することができる。そして銀行券の質的な同一性を実現するには、単一の発券銀行を設立することである。この単一の発券銀行が、ステュアートが提案した国民的銀行である。この銀行は「流通の銀行」と同じように、私企業であり、担保にもとづいて貸付をする銀行であり、さらにこの銀行が発行する銀行券も私的な金債務証券である。しかしこの銀行が「流通の銀行」と異なるのは、国家がこの国民的銀行の信用を背後から支えるという制度的な保証があることである。こうしてこの銀行の財産が確実にになると、銀行券は法律の制定がなくても事実上「法貨」となるが、それによって国民的銀行も兌換準備金を節約することができる。しかし銀行券が「法貨」となっても、この銀行券が地方的流通の隅々まで流通するわけではない。そのためには、ステュアートは国民的銀行の支店を設置し、地方の「流通の銀行」の発券機能を奪うことが必要であると言う。国民的銀行は、こうして国家が制度的な保証を整備することで、単一発券銀行としての中央銀行になるのである³⁾。

以上のように「流通の銀行」の担保にもとづく貸付は、流通に貨幣を供給し消費を奨励し勤労を増加させるステュアートの貨幣的経済理論⁴⁾の根幹をなす。しかし同時にステュアートは

3) 「国民的銀行」の成立とその機能をいかに説くかについては、研究史において十分な検討が加えられていない。チェックランドは、「ステュアートは経済全体から生じる基準に照らして、公的な機関をつうじて果たされる貨幣供給の国家の責任についての一般的な制度を考察した。つまり、租税制度は貨幣的な行動の背後に横たわる諸政策を強化するように用いられるべきである」(Checkland 1975a, 257, 1975b, 506)と述べた。しかし、チェックランドが挙げている「貨幣供給の国家の責任」は、「紙券信用との割合によって貴金属の不足を供給する」ことだけであり、国家が国民的銀行の債務を担保する制度的な保証、すなわち鑄貨に代替する国庫証券での支払い、事実上の「法貨」規定の付与を意味するものではない。小林昇は、『原理』における国民的銀行についてスコットランドの歴史的事実としては、エディンバラの諸銀行やグラスゴーの諸銀行の例を引いているが、その『原理』における位置づけについては考察していない。小林1988, 292。竹本洋は、『原理』の国民的銀行に「一種の中央銀行構想」をみるが、「一国に一行を想定するような、語の正確な意味での中央銀行ではない」(竹本1995, 284 5)と指摘する。問題は、「一国に一行を想定する」中央銀行であるかどうかではなく、中央銀行の必然的な成立を『原理』の体系のなかに認めるかどうかである。地方的流通に貨幣を供給する担保にもとづく「流通の銀行」がなぜ、いかにして「国民的銀行」を必要とするのか、その論理的な必然性があるかどうかである。竹本によれば、「国民的銀行の主要な目的」は、「内国為替の障害を除去」(竹本1995, 289)することであるが、問題は内国為替の障害を除去しなければならない論理的な必然性と内国為替の障害を除去したあとに一国をくまなく流通する銀行券の性格である。

4) ステュアートの経済学の体系が貨幣的経済理論であるということに関しては、小林1977, 227 8, 小林1994, 50 1を見よ。

「流通の銀行」の貨幣供給の限界を指摘し、その限界を打開する手段として国民的銀行の設立を含めた制度的な保証を整備することを述べていた。小論の課題は、この「流通の銀行」が国家の制度的な保証なしには存立できないことを論証することである。担保にもとづく貸付を行なう「流通の銀行」が流通に貨幣を供給する社会的な機能を遂行するためには、国家という公共の保護を必要とすることを『経済の原理』（以下、『原理』と略する）に内在して明らかにすることである。こうした考察をつうじて、ステュアートが銀行制度を含めた広い意味での貨幣制度と国家とが対立するものとは考えず、むしろ国家が貨幣制度の欠陥を埋めていくことが商業国の発達にとって有益であると考えていたことがわかるだろう。

1. 担保にもとづく「流通の銀行」

ステュアートが商業国に「流通の銀行」⁵⁾を導入するのは、国内流通で不足する鑄貨に代わって象徴貨幣を創造するためである。鑄貨量が不足するといっても、貴金属が対外に流出して一國で鑄貨量が絶対的に不足するわけではない。国内の流通貨幣量は保蔵貨幣量との割合において相対的に不足しているにすぎない。保蔵貨幣を流通のなかに引き出す方法として考えられたのが、利付貸付である。保蔵された鑄貨を流通のなかに引き出すのではなく、それと等しい担保を提供する人々に象徴貨幣を貸し付けることによって流通に貨幣を供給するのである。したがって「流通の銀行」は、国家の鑄貨供給の限界を打開するための方策である⁶⁾。

5) 銀行をステュアートと同じように「流通の銀行 (banks of circulation)」と「預金の銀行 (banks of deposit)」に区分するのは、Gilbart1834, 118, 132にもある。ギルバートは、銀行券を発行する銀行は流通の銀行と呼び、貨幣の堆積物を受け取る銀行を預金の銀行と呼ぶ。ギルバートによるこの銀行の定義がステュアートに由来するかどうかは、明らかではない。

6) ヘックシャーは、ジョン・ローの土地銀行論を代表させて、ペーパー・マネー・マーカンティリズムについて述べている。(Heckscher1931, 182, 231, 235) ステュアートの信用論もペーパー・マネー・マーカンティリズムに属すると小林昇もまたこの語を好んで用いてきた。しかし小林のそれに対する評価は肯定と否定の両面ある。「地主的 paper money mercantilism に収束した『原理』の体系は、豊饒な理論の世界を奥深く展開させながらも、その展望性の点では先細りとなり、その開明度の点ではいわば逆三角形を成すに終わったのであった。」(小林1988, 259) ただし、この評価は『国富論』との対比においてではあるが、小林はそこから進んでさらに『原理』の信用論の核心的な理論である担保にもとづく貸付について否定的な評価を下す。「『流通の銀行』においても、その信用の最も肝要な基礎は、第3のものすなわち鑄貨(貴金属)による兌換準備に置かれねばならない。しかしそれでは、『原理』における「担保(mortgage)ないし私的信用にもとづく流通の銀行」の意図するところは十分に貫徹されたといえるであろうか。」(小林1988, 270 1) 小林の言うところは、「担保にもとづく流通の銀行」の意図は貫徹されていない、むしろ後退しているのではないかという点にあるのだろう。しかしのちに詳しく述べるように、「流通の銀行」の担保にもとづく貸付は「資本、資産および兌換準備金」に保証されており、しかも担保に関しては債権を保護するという国家の制度的な保証が整備されている。さらには中央銀行として構想された国民的銀行が銀行券を発行し、「流通の銀行」から発券機能を奪い、その銀行券を「法貨」にするという提案を見ると、「流通の銀行」の

ステュアートによれば、為政者が国内流通を促進するために監視しなければならない事柄は、「富者の消費性向、貧者の勤労の意向、さらには前者と後者とにたいする流通貨幣の比率」(, 53) の3つである。富者の消費性向が増大し、貧者の勤労の意向が高まれば、流通貨幣量も、富者の消費性向や勤労の意向の増加の比率に応じて増大しなければならないが、鑄貨量はそれらの増加の比率に応じて増えるわけではない。というのも、「流通している貨幣の量が前2者を下回っておれば、勤労はその力を伸ばすことは決してできないであろう。なぜなら、消費者の手中にある等価物は、この場合、彼らの消費の欲求との比率に、また勤労者の生産の意欲との比率に、及ばないからである。」(, 53) 鑄貨量は富者の消費性向や勤労の意向の増加によってそれに比例して増えるわけではない。この点は、マルクスの流通必要貨幣量が商品の価格総額によって決定されるという考え方とは異なっている⁷⁾。鑄貨量すなわち流通貨幣量が不足していれば、富者の消費の「欲求」や勤労者の生産の「意欲」を満たしそれを促進することはできない。保蔵されている鑄貨を流通のなかに引き出せるか否かは、「それを所有している人々の意向」(, 55) にかかわるからである。鑄貨を流通手段として支出するか、それとも保蔵するかは、貨幣所有者の意向に依存する事柄である。したがって為政者にできることは、「富を所有する者に、その価値に相当する担保を提供しうる人々の希望に応じて、それを手放す気持を起こさせなければならない。」(, 57) それが利付貸付を導入することであって、これによって「固定財産をもち、消費の欲求をもってはいるが、贅沢品を購入するためのファンドを欠くために、これまで簡素な生活を送ってきた人々に貸し付けることができるのである。」(, 57) したがって、利付貸付は鑄貨をしまいこんでいる人々に「収入」を与えるのではなく、担保をもっている人々にその担保に見合う貨幣を貸し付けることで、流通貨幣量を増やし富者の消費性向や貧者の勤労の意欲を促進するのである⁸⁾。

こうして「流通の銀行」が設立され、この銀行は借り手の固定財産である土地を「溶解」し、貨幣を貸し付ける。土地を「溶解」するとは、土地に比例した一定の価値まで貨幣を受け取れることである。土地を「その時の利子率に比例して一定の購買年数で評価される」(, 177)

兌換準備金の比重を下げ、担保にもとづく貸付を貴くという『原理』の意図は『原理』全体をつうじて貫徹していると考えることができる。

7) マルクスはステュアートが「流通する貨幣の量が商品価格によって規定されるのか、それとも商品価格が流通する貨幣の量によって規定されるのか、という問題を提起した最初のひとである」(Marx 1858 1861, 224) と指摘して高く評価する。ヒュームの貨幣数量説を批判するために、そうした問題を提起したことはたしかに高い評価に値するが、しかしステュアートの見解が価格総額の増減によって受動的に流通に必要な貨幣量が決定されるわけではないということには注意しておく必要がある。鑄貨流通のみの場合を想定しても、富者の消費需要を必要とし、為政者が利付貸付を導入して鑄貨を流通のなかに引き入れる必要があるからである。

8) ステュアートは、象徴貨幣を導入する条件として、土地があまり耕作されず放置されているときや、多数の者が雇用されず貧しいとき、さらには多くの貨幣がしまいこまれている状態のときを挙げ、このような場合に信用を促進すべきであると述べている。(, 252)

とするならば、すなわち土地を利子率で資本還元すると、土地の再評価額が計算される。この再評価額まで銀行が貸し付けるのであれば、また支払期限も債務者に有利にすることができる(, 58) ならば、消費欲求のある地主は「流通の銀行」から貨幣を借りるだろう⁹⁾。

しかし「流通の銀行」が借り手の土地を「溶解」し土地財産の価値額まで貸し付けることができたとしても、流通に貨幣が順調に供給されるわけではない。奢侈が肥大しはじめると、地主は利払いができなくなるほど消費を増大させるかもしれない。そうなれば借り手の返済が滞り、やがては債務不履行をひきおこすかもしれない。問題は借り手が債務不履行をおこした場合である。

借り手が債務不履行をおこした場合、銀行は当然担保である土地を売却し貸付金を回収することを望むだろう。土地市場が機能していれば、それも可能であるが、土地市場が整備されているわけではないので、土地の売却は容易にはできない。だがこの担保である土地の売却が進まなければ、貸し手は債権を回収できないので、流通への貨幣の供給をやめるだろう。これを阻止するためには、強い機関をつくって、その機関に貸付債権を保護してもらう必要がある。この機関が国家であって、国家は第1に、貸し手である銀行が担保である土地を売却するために土地の限嗣相続などの土地財産の譲渡を制限する制度を廃止する。「地所の限嗣相続権を解除することであり、その販売を促進して、勤労者が土地所有者に対してもっている正当な請求がすべて清算されるようにはかる」(, 252) ことである。土地の限嗣相続や予備相続、信託遺贈は、土地財産の譲渡を制限している。したがってこれらを廃止して、土地の流動化すなわち土地の売却を促進しなければならない。さらに「すべての債務は公的登記簿に正式に記録され、土地に担保が設定されると同時に、あらゆる土地の価値が確定されるべきである。」(, 194) すべての債務を公的登記簿に記録し、土地担保を設定し、土地の価値を確定することは、国家が土地の所有制度を確立し、土地所有権の移転がおこるための制度的な保証である。

しかし限嗣相続などを廃止し土地の所有制度を確立するだけでは、土地の売却は進まない。というのは、土地担保 (mortgage) は、質入れ (pledge) とちがって、貸し手の担保となる土地は、債権者の手に渡らず、債務者の手もとに残され、債務者は土地を依然として使用し続けることができるからである¹⁰⁾。その意味では担保にもとづく貸付は、債務者に有利な貸付で

9) 『原理』第2編第26章「富のバランス」論の主題のひとつは、富の振動をつうじて地主の没落と勤労者の上昇という富者と貧者の階級としての交替を理論的に基礎づけることにある。この階級の交替は、奢侈の奨励と信用との組み合わせによって可能となる。つまり、土地の全余剰生産物をこえる製品の消費を望んでいる富者が「土地までも流通させる貨幣(象徴貨幣)」を借りることによって階級の交替がおこりうるのである。「流通の銀行」が、その土地の総価値に達するまで「流通等価物」を与えることができるからである。これは、いいかえれば、「不平等の原因そのものをいわば溶解し、もって財産を平等にする方法なのである。」(, 42) 「富のバランス」論は、こうして彼の信用論と連携する不可欠の連結環なのであり、近代社会の生産力の担い手であるファーマーやフリー・ハンズが徐々に財産を獲得していく理論的な基礎づけなのである。

10) この点に関しては、Hicks1969, 74 5. 訳110 1を参照。ヒックスは担保には2つの種類があり、そ

あって、債権者の立場はそれだけ弱い。こうした場合、貸し手と借り手とのあいだに紛争がおき、また訴訟がおきるだろう。だから国家がなすべき第2は、「さらに進んでは、訴訟が曖昧なときにはいつも債権者の申し立てに有利な判定を下す」(, 252) ことである。貸し手は担保を売却し貸付金を回収するためには、法に訴えるしか手段はないので、裁判所に貸付債権を保護してもらわなければならない。もし裁判所が債務者に有利な判定を下すようであれば、債務者の債務不履行がおき、貸し手である銀行は今後土地担保にもとづく貸付をやめるだろう。だが、裁判所がいつも債権者の申し立てに有利な判定を下すのであれば、債権者は安心して担保貸付を続ける。司法権が貸し手の債権を保護することが、流通に貨幣を供給させる手段なのである。

さらに第3に、「最後に、動産債務については身柄の拘束を認めることであるが、これは自由な国にあってはどこでも可能な限り債権者の利益を維持しているものである」(, 252)。動産債務に関しては、債務不履行をおこした債務者の身柄を拘束するというのは、フランスによく見られる事例だとステュアートは指摘する。これも、債務を履行しない者を司法が処罰することによって、裁判所の効力を有効ならしめるのである。

以上のように、限嗣相続等の廃止、裁判所による債権者の保護、さらに債務不履行者の身柄の拘束は、担保にもとづく貸付を支える国家の制度的な保証である。ステュアートによれば、「各種の固定財産をもとにした借入については、それに対する現実的な保証を制度化し、その弁済を最大限容易にする。それは、やがてなんらかの種類の商品の所有者たちに信用を与える人々のためになる」(, 59)。貸付債権を保護することが、貸し手である「流通の銀行」が継続的に流通に貨幣を供給していくための方策なのである¹¹⁾。

ところが、こうした制度をつくっても、それでも担保が売却されない場合があるかもしれない。その場合には、国家がみずからその債権を肩代わりするのだとステュアートは述べる。「しかしこの期限が過ぎてしまうと、土地は債権者に帰属することになるか、必要であれば紙券を国の手で支払うようになるのであるが、後者の場合、国はその結果として、どちらが好都合かという判断に従って、抵当に入れられている土地を売却するか、それとも収入または土地財産そのものに相当する価値を差し押さえるかの、どちらかの権限を手に入れる。」(, 58 9 傍点引用者) 債務者が債務を期限までに支払えないのであれば、担保である土地財産は債権者

れらを区別することが重要であると言う。第1は質入れ (pledge or pawn) であり、第2は抵当 (mortgage) である。前者の場合は、債務者は債権者に負債分以上の価値をもつ物品を借入金返済後は返却してもらって預託する。これに対し後者の場合には、抵当物件は債権者に預託されず、債務者はそれを借入金返済前に売却するのを禁じられるだけで引き続きその物件を使うことができる。

11) ただし、ステュアートは、いつでも固定財産を流通に投ずることができるようにすべきであると言っているわけではない。鑄貨が不足する場合には、限嗣相続は有害であるが、他方「奢侈が肥大し始め」また「それが外国貿易に対して損害を与えそうになるとき」には、「限嗣相続は有益なものになる」し、フランスに見られる債務者の身柄を拘束する権利は廃止してもよい。また高利の貸付は、この場合、厳しく罰せられるべきであると述べている。(, 65)

に帰属する。しかし先にも見たように、担保貸付において債権者の立場は弱いので、借り手とのあいだで紛争や訴訟がおきるであろう。そして裁判所が債権者に有利な判定を下したとしても、土地財産が債権者に移転し実際に売却され貸付金が回収されるまでには相当な時間を要するだろう。そのような場合には、国家がその債権の肩代わりをして債権者に貨幣を支払うというのである。土地市場が機能し、そこで土地が売却されるのであれば、国家が債権者の肩代わりをする必要はない。しかし土地市場が未発達であれば、代わりに国家が貸付債権を保護することで、担保貸付の制限を打開するのである。こうして債権の保護の範囲が、土地財産の流動化、裁判所による債権の保護だけでなく、税による国家保証にまで及ぶことで、「流通の銀行」は債務者の債務不履行が生じたとしても継続して流通に貨幣を供給することができるのである¹²⁾。

2. 象徴貨幣について

「流通の銀行」は、担保にもとづいて貸し付ける銀行であるが、この銀行は債権者であると同時に、債務者でもある。「流通の銀行」が流通に供給する貨幣は、「持参人の請求に応じてその国で通用している鑄貨での支払いを約束する紙券」(, 201) である。ステュアートは、象徴貨幣のなかに銀行券だけではなく、銀行預金、手形、債券および商人の帳簿も含めている¹³⁾。

12) この「流通の銀行」(土地担保発券銀行)がヒュー・チェインパレイン、ジョン・ローなどの土地銀行の系譜につながることは、ステュアート自身が述べていることから明らかである。(, 177, , 167) チェインパレインについては、Horsefield1960, 156-179, 杉山1977, 104-167. を参照せよ。土地銀行は、資本金を公募し、政府に無期限で戦費として256万ポンドを貸付け、恒久ファンドとして設定される塩税から年利7%の利子を政府から受け取り、銀行券の発行特権を得て、地主に土地担保貸付をするというものであった。しかし土地銀行の株式募集は実際に行なわれたが、応募は低調で土地銀行は実現には至らなかった。(Richards1929, 128-131, 杉山1977, 72) イングランド銀行の設立の場合は、120万ポンドの資本金を公募し、同行はその同額を政府に貸し付け、政府は同行に8%の利子を支払う代わりに、銀行券の発行権の特権を与えた。だから、ここまでは土地銀行とイングランド銀行とは同じ内容である。両者のちがいは、土地を担保にして地主に貸し付けるか否かにある。ステュアートは土地銀行に言及して、自分の土地財産がその時の利子率に比例して一定の購買年数で評価されることに地主たちが同意するならば、「土地で支払うことに大きな障害がどこにあるか」(, 177) と言う。周知のように、ローの土地銀行は貴金属での兌換義務を負わされていない。(Law1705, 86) したがって土地貨幣の兌換には、土地で支払うことになる。この「土地で支払う」ということが何を指しているかが問題であるが、少なくともステュアートはこのことに楽観的である。彼が楽観的であるのは、土地銀行の銀行券が兌換請求に来たときには、土地面積の一定部分で支払うという意味ではなく、土地を売却して貨幣で支払えばよいと考えていたのだろう。ステュアートの土地担保発券銀行は土地銀行に影響を受けているが、土地銀行との大きなちがいは兌換準備金を用意したということにあるのではなく、「流通の銀行」が発行する銀行券に対して三重の保証を用意し、また国家が銀行の貸付債権を保証する制度をつくったという点にある。

13) 象徴貨幣を信用貨幣とみるならば、そのなかに銀行券、手形や銀行預金などが含まれているという

この紙券は銀行自身が債務を負う私的な金債務証書であって、銀行は貸付を自己宛の債務証書で行なうのである。だから、この銀行はこの私的な金債務証書を保証するために、三重の保証を用意する。それは第1に銀行設立時の「創業資本」(original capital)であり、第2に土地担保であり、第3に兌換準備金である。(, 201 3)

まず「流通の銀行」を創業する場合、「多数の財産所有者が銀行業を設立する契約と一緒に参加」(, 201)する。したがってこの銀行の創業者は「資本が1シリングもなくとも」「創業しうる知性と手腕のある誠実な人」(, 204)であれば、多数の財産所有者が出資することによって設立することができる。銀行と財産所有者との「契約」は、将来の利潤から分け前を与えるというものであり、そうした「契約」にもとづいて銀行は資本を調達する。もっとも、この資本は「それがいかなる種類の財産から構成されていようともまったくかまわない」(, 201)というので、銀行への払込は必ずしも貨幣だけではない。しかしこの「資本」が必要なのは、銀行を設立するとき社会の信用を得るためである。「この基金は、彼らが発行しようとする紙券の保証として、会社の債権者全員にたいして拘束される。」(, 201)銀行券の所有者は銀行に対する債権者であるので、その債権者の信用を得るためには、一定量の資本がまず必要なのである。いずれにせよ、一定量の資本が創業時に銀行に払い込まれ、銀行はこの資本をもとに貸し付けて、利子を獲得する。この利益から、(1) 営業経費、(2) 鋳貨調達費用および準備金を寝かせておくことに伴う利子の損失、(3) 外国に対する差額の支払い費用が控除される。(, 202)だがこれらを控除してもなお利益が生じる。この利益を「銀行は任意に分配してもよいし、積み立ててもよいし、また活用してもよい。」(, 202)これを見ると、財産所有者の力は弱いので、銀行は財産所有者への配分を減らし銀行は利益を積み立てるだろう。「流通の銀行」は創業時にこそ財産所有者から「資本」を出資してもらおうが、その後、こ

『原理』の考え方は、R. カンティロンも同じである。銀行券は最初、「要求払いの手形」であり、それはまた「銀行家の手形」である。Cantillon 1755, 299, 301, 訳195, 196。しかし、カンティロンとステュアートとのちがいは、銀行の信用創造を否定しているか、それを肯定しているかにある。カンティロンによれば、銀行が発行する銀行券、すなわち「架空の想像的貨幣」(fictitious and imaginary money)が流通している「現実の貨幣」(real money)よりも増大することによって、土地と労働の価格や製造品をも高くし、「不信用の嵐」が吹けば混乱をもたらす。カンティロンはこのように信用創造を否定した。Cantillon 1755, 311, 訳203。これに対し、ステュアートは信用創造を認めた。それが地主の追加の消費需要を満たすための土地担保にもとづく貸付であって、この貸付は銀行の資本と資産と兌換準備金とによって保証されている。もし債務者が債務不履行をおこしても、貸付金が回収される制度的な保証がある。また貸付には返済が対応しており、「通貨の不足」をこえる貨幣量が貸し付けられた場合には返済されるだけなので、貸付が物価に及ぼす影響はない。この際、imaginary money について一言しておく。カンティロンは銀行券を real money に対して imaginary money と呼び、他方ステュアートは鋳貨を imaginary wealth [money] (想像上の富) (, 43) と呼ぶ。ステュアートの imaginary money の意味は、貨幣は「人間の意見に基づいて、価値と呼ばれるものの普遍的尺度」(, 42)であって、この限りでは J. ロックの貨幣観を引き継いでいる。これについては、大友2001, 40 1を参照されたい。

の銀行は増資をしないので貸付をしながら利子を獲得し、銀行の内部にこの利益を蓄積していく。銀行が利益を積み立てるのは、「銀行業者 (banker)」(, 193) として当然であり、利益積立金は必要に応じて鑄貨を購入する準備金の役割をもっている。それは銀行の私的な金債務証券の「保証」のひとつである¹⁴⁾。

次に、スチュアートはこの「創業資本」が「担保」としての性質をもつと言う。「私は銀行の創業資本ないしはそれが生む利子を銀行の利益の一部とはけっしてみなしていないということに注意してもらいたい。この資本は銀行との関連では銀行の元資 (original bank stock) であり、社会との関連では発行される紙券にたいする見返り担保 (collateral security) の役を果たす。それは銀行に委ねられた信頼を誠実に履行するいわば保証となる。こうした保証なしに、しかも銀行が恒久的な価値物を受けとらずに紙券を発行すると、社会は紙券を裏づける保証をえられないであろう。(中略) 銀行が価値物を受け取らずに紙券を発行すると、その紙券の担保はもっぱら銀行の創業資本に基づくことになる。これにたいして価値物を受けとってそれとひきかえに紙券が発行されると、その価値物が紙券にたいする直接の担保になり、銀行の資本は正確にいえば単なる補助的な担保となる。」(, 203, 傍点原文)¹⁵⁾

「流通の銀行」は地主に担保にもとづく貸付をして利子を獲得するが、この銀行は担保をとらずに、すなわち無担保で「自己の私的債務の返済や当座の消費財のためや、または危険な事業のために」(, 203) 貸付をする場合がある。これは銀行が地主の奢侈的需要に対して貨幣を供給するのはまったく異なり、利潤を追求する私的な資本としての動機にもとづいている。しかしこの場合でも流通に貨幣は供給される。この貨幣は銀行券であるので、この私的な債務証券である銀行券の保証は何によって担保されるのか。それは「創業資本」だとスチュアート

14) チェックランドによれば、スコットランドの銀行制度は「二層の機関からなる一種の古典的な統一体であった。」(Checkland1975b, 505) 「二層の機関」というのは、1695年設立のスコットランド銀行と1727年設立のロイヤル・スコットランド銀行という特許状によって創設された公立銀行 (public bank) とエディンバラを主たる基盤とする個人銀行業者 (private bankers) のことである。スチュアートの指摘する「為替業者」はこの個人銀行業者のことである。公立銀行が銀行券を発行し、個人銀行業者は公立銀行の発行する銀行券を利用し、割引業務を行っていた。

15) 「流通の銀行」が土地を担保に地主に貸付を行なう場合、「紙券にたいする直接の担保」になるとスチュアートが述べていることに対して、小林昇は「この構想によって、銀行の信用は確立されるであろうか。そこには幻想がふくまれているのではなかろうか。(中略) 貸付に対する担保であった土地は貴金属に代る用を果たしえないのである」(小林1988, 270) と述べる。この点に関しては、以前論じたことがある。(大友2001, 64-6)。これに付言すれば、次のように言うことができる。銀行が貸付の際にとる土地担保を債務者が債務不履行をおこした場合に売却できるならば、貸し手は貸付金を回収できる。貸し手が貸付金を回収できる、あるいは回収できるという制度的な保証があれば、銀行の信用は安定しているので、銀行券の所有者が兌換を請求することはない。したがって兌換準備金に影響が及ぶことはないのである。土地担保はこうした制度的な保証のもとで「紙券にたいする直接の担保」になっている。土地市場が未発達であるので、国家が市場の外部から貸し手の債権を保証する制度をつくり貨幣制度の欠陥を埋めているのである。

は言う。「創業資本」は「利益の一部」ではけっしてなく、「紙券の担保」としての役割を果たす。「紙券の担保」というのは、貸し付けられた銀行券の債務保証のことである。無担保貸付によって発行され流通に供給された貨幣であっても、銀行券は銀行の「資本」によって保証されている。かりに「危険な事業」を遂行する借り手が債務不履行になって銀行が債権を回収できない場合、それは銀行が利潤を追求した結果であって、銀行自身が損失を被るしかない。だが、「危険な事業」を遂行するために発行された銀行券は銀行に返済されないの、もしその銀行券が兌換請求に来れば、銀行は資本を取り崩して鑄貨を購入し、それに応じるだろう。銀行に「創業資本」があることが「銀行に委ねられた信頼を誠実に履行するいわば保証」となるのである。

これに対して、銀行が「価値物」を担保に貸し付ける場合、すなわち土地担保貸付をする場合には、この担保が紙券の「直接の担保」となり、「創業資本」が紙券の「補助的な担保」になるという。銀行が土地担保にもとづいて貸付を行なっている限り、借り手が債務不履行をおこした場合には、担保である土地を売却して債権を確保すればよい。土地を売却するには、前節で見たように限嗣相続の廃止や裁判所による債権の保護、債務者の身柄の拘束、さらには国家による債権の肩代わりといった貸し手の債権を保護する制度をつくることが重要であった。こうした制度的な保証があれば、もし債務不履行がおきたとしても、貸し手は貸付金を回収できる。貸付金が回収できるならば、銀行券の所有者は「銀行に委ねられた信頼を誠実に履行するいわば保証」を以前と同じように保つことができる。銀行券の金債務には何の問題もおきない。銀行券の債務保証は銀行の信用に付随する事柄であり、銀行の信用が安定している限り、銀行券の債務保証が不安定になり、兌換が請求されることはない。だから、「銀行の堅実性は抵当に基づく。銀行券は貨幣 (money) となり、この貨幣は銀行の全資本 (stock) と銀行に拘束されている全資産 (property) とに保証されている。」(, 333) ここからわかるように全資本が「創業資本」(これに加えて「利益積立金」がある)であり、他方全資産が土地財産を指していることは明らかである。銀行券の私的な金債務は、もし兌換請求がおきたときには資本の取り崩しや土地財産の売却によって保証される。銀行券の金債務は金支払約束証であるので、あくまでも債務者の責任によって保証される、ということである。

それでは、私的な金債務証書としての銀行券の第3の保証としての兌換準備金の役割が小さいのではないかと訝るかもしれないが、ステュアート自身は銀行が大量に兌換準備金を用意することには批判的であった。前にも指摘したように、「準備金として鑄貨を寝かせておくことによる利子の損失」が生じるので、なるべく銀行は準備金を節約したほうがよい。準備金を節約するには、「紙券を社会の貨幣と呼ぶとすれば、すでに言ったように、鑄貨はいわば世界貨幣である」(, 216) ので、鑄貨を対外的な支払いに限定し、国内の流通ではすべて紙券を使えば、準備金は大いに節約することができる。だから、「流通の銀行」は一定量の準備金を保有してはいるが、準備金は貿易赤字のときの対外支払いのときに限定されるのである。

以上が、「流通の銀行」が発行する持参人払一覧払の私的な金債務証券を銀行自身が保証する三重の保証の内容である。その三重の保証のなかで、ステュアートは貸付担保をもっとも重視しているが、それは銀行が優良な担保にもとづいて貸し付けている限り、銀行の信用をもっとも安定していると考えているからである。債務者が債務不履行をおこしても、銀行が担保を売却して貸付金を回収できる制度的な保証があるので、銀行の信用には傷がつかない。銀行の信用が安定している限り、銀行券の信用も安定しているのである。こうして銀行が担保にもとづく貸付をしている限り、銀行の私的な債務証券が「現金 (ready money) とみなされ」(, 332) 流通するのである。

この「現金」という用語について付言しておこう。ステュアートによれば、「国民は確実な債務証券は鑄貨に劣らず健全であるということに気づいたので、債務証券が流通させられうるならば、それは鑄貨の役目を代位できるはずだということにも気づいた」(, 329-330)。そして、「この目的のために銀行は財産によって保証された債務証券を元金総額の小部分に分割するという方策を案出し、要求次第でその持参人にたいして鑄貨で支払うという約束のもとにこんどはそれを借り手に引き渡すことによって、銀行はどの紙券にたいしてもみずからを社会にたいする債務者とした。」(, 330, 傍点引用者) 銀行の債務証券は「銀行の財産 (資本 + 資産 + 兌換準備金)」によって保証されているのであって、「兌換準備金」はその一部であるにすぎない。したがって、この「銀行の財産」が確実であれば、銀行は社会の信頼を確立しているのであって、その限りでは、銀行が債務証券を鑄貨で支払う約束をしていても、兌換を請求する人はいない。この社会の信頼を確立しているということが、銀行券を債務証券として流通させるのではなく、「現金」として流通させるのである。あるいは「銀行券は価値として受け取られる」(, 289) ということでもある。つまり、銀行券は鑄貨と同じように「実質価値」(, 289) があるので、公衆は商品を購入することができるのである。

ところが、銀行業の揺籃期には、また「銀行の原理」がよく理解されていない国々では、貿易赤字のために銀行に兌換請求がおこるたびに、銀行はいろいろと不安に駆られ、流通に貨幣を供給するのを「拒む」場合があるとステュアートは指摘する。彼が念頭においているのは、近時の戦争の後半の諸年と1763年の和平後しばらくのあいだとにスコットランドが背負い込んだ厳しい貿易赤字のために、スコットランドの諸銀行が追い込まれた想像を絶するほどの苦難の時代である。(, 198) こうした時代には、「流通の銀行」は貿易赤字のときに貴金属の対外流出を「恐れて」、国内流通で新たな貨幣需要があるのに担保にもとづいた貨幣の供給を拒む、というのである。貴金属が流出すれば、それに見合って銀行は銀行券の発行を縮小すべきであるという考えを当時のスコットランドの諸銀行は主張していたのである。これは、銀行は利潤を追求する私的な性格を優先して、流通に貨幣を供給する社会的な機能を拒否した、ということである。だが、ステュアートはこうした見解は「銀行の原理」を理解しておらず、銀行としての義務の放棄だと断言する。「私に言わせれば、銀行は国民にたいする銀行としてののみ

ずからの義務を放棄し、しかも自らの利益を損なうことになる」(, 234 5)。

あらかじめ貿易赤字の支払いが流通にどのような影響を及ぼすかを見ておこう。社会の支払いには、第1に「債務への支払い」と、第2に「必要とするものの購買」とがある。この両者を「現金需要」(ready-money demands) (, 225) と呼ぶ。この現金需要がある人で、しかも財産をもっている人ならば、担保貸付で銀行から貨幣の供給を受けることができる。この現金需要の量は、「交易、製造業、生活様式、住民の慣習的支出等の状態が総合されて」(, 226) 決定される。いま国内の現金需要を充足させる一定額の貨幣量を (A) としよう。そしてこの貨幣のうち、紙幣を流通させるのに必要な鑄貨の量を (B)、また紙幣の量を (C) とする。したがって (A) は (B) と (C) の合計に等しい。さらに他国に支払う貿易差額も鑄貨で支払う必要があるので、この額を (D) としよう。

貿易赤字の場合には、次のようになる。外国への支払いである (D) の債務をもっている人は、その支払いのために、(B) の一部を外国に送金するためにそれを使うか、鑄貨で支払ってもらうために (C) の一部を銀行に持参するかの、いずれかをしなければならない。(B) の一部を引き揚げて流通している鑄貨の量が「現金需要」の量の以下に減少すれば、(C) の所有者は (B) の以前の水準を回復させるために、銀行に兌換を請求するだろう。しかしそのことは (C) の総額も減少することになるので、「それゆえこれは固定財産をあらたに溶解することによって補充されなければならない。」(, 230) このとき、固定財産の溶解が行なわれ、流通に貨幣は補充されるだろうか。

銀行はこの場合、流通に貨幣を供給するのを拒否する、とステュアートは述べる。固定財産が溶解されるためには、銀行への担保の量が増大し、(A) を以前の水準まで引き上げることになる。しかし、ステュアートは言う。「この場合には銀行に選択権があり、銀行はより多くの信用を与えることを拒むこともできる。これ以前の操作においては銀行には選択の余地はなかった。さてもし銀行が鑄貨の流出を恐れて、国内流通の需要のための新たな信用に基づく銀行券の発行を万一拒むとすると、この場合には私に言わせれば、銀行は国民にたいする銀行としてのみずからの義務を放棄し、しかも自らの利益を損なうことになる。」(, 234 5, 傍点引用者)

銀行が「鑄貨の流出を恐れて」ということについて、ステュアートは次のようにも述べる。「銀行はこの差額の最後の1ファージングにいたるまで支払うことを余儀なくされる。それを支払うことによって国内流通に必要な紙券が彼らに還流してくる。それなのに彼らは、流通に紙券を供給することは、自分たちの債務残高を新たにうみだすのではないかという恐れから紙券の補充を拒むのである。このことは銀行業の全面的敗北をすすんで認め、その有益さを否定することになる。」(, 236, 傍点引用者)

「流通の銀行」は、なぜ流通に貨幣を供給するのを拒否するのだろうか。流通に貨幣を供給しなければならないのは、貿易赤字で対外的な支払いが生じ、国内流通での銀行券の量である

(C)の一部が兌換請求のため銀行に還流して鑄貨が不足したからである。国内流通としては、その不足分を補充しなければならない。銀行は、これに対応して担保にもとづく貸付を増加し、流通を満たし、勤労を促進する必要があった。だが、それは同時に、銀行という個別の会社にとっては、準備の裏づけがないのに銀行券だけを増加させることになる。この事態を銀行は新たな債務残高の増大とみたのである。これに対処するには、銀行は利益の一部を崩して鑄貨を獲得し、兌換準備金を増加していかなければならない。兌換準備金の積み増しは、利益の減少である。だから、利益の減少を回避するために、銀行は利潤を獲得する私的な性格を優先して、流通に貨幣を供給することを拒否したのである¹⁶⁾。

しかしながら、スコットランドの諸銀行がとったこうした行動は、「銀行の原理」に照らして誤っているとステュアートは述べる。「銀行が確立をみている国において他国へ差額を支払う義務が生じ始めると、銀行は、前章でみたように、鑄貨ないし手形で支払うことを余儀なくされる。そこで示したことがだが、こうした場合、銀行が貸付と信用供与とを抑制するのは、国内流通の資金を譲渡と現金需要との求める水準に維持するのが必要な限り、銀行の原理と利益とに矛盾する。」(, 239 240, 傍点引用者)国内流通の現金需要の量を規定するのは、「債務への支払い」と「必要とするものの購買」からなり、それは「交易、製造業、生活様式、住民の慣習的支出等の状態」によって規制され決定される。また「流通の銀行」は、現金需要があれば、財産のある人ならだれでも担保にもとづいて流通に貨幣を供給することができる。だから、銀行の貸付と信用供与が必要されるのは、国内流通の譲渡と現金需要が求めているからであって、銀行が貸し付けた貨幣は「交易、製造業」等々の商品の「購買」に使われ、けっして対外的な「債務の支払い」に使われるわけではない。したがって銀行が新たに貸付けた貨幣が鑄貨を求めて銀行に兌換請求されることはありえない。

ステュアートは次のように述べる。流通に「不足分を補充することは銀行の利益ではないのだから。これまでの諸章ではそれは利益だといってきた。しかし、銀行がこうした時に紙券を発行するとすれば、銀行の現金<準備>は使い尽くされ、銀行には追加的信用にもとづいて発行された紙券が還流してきて、支払いの全面的な停止を余儀なくされる、と反論されるとしよう。」(, 242)これに対して、彼はこう答える。「流通の要求に応じるために発行された紙券は、鑄貨にたいする需要を形成して銀行に還流することは決してありえないだろう、と。もしそうした紙券が還流するとしたら、それは銀行で信用を受けている人々によって付与された担保を消滅させるためのものである。」(, 242)流通の要求に応じるために発行された紙

16) チェックランドはこうしたステュアートの記述にはスコットランドの公立銀行の事情が反映していると指摘している。「おそらく、ステュアートの眼からみれば、スコットランドの公立銀行がそのような責任をもっていた。しかし公立銀行は株主によって所有されていたので、株主の責任の限界とは異なる、国家が創造する特別な地位をまったくもっていなかった。」(Checkland1975b, 507)公立銀行であっても、株主の意向を優先したということである。

券は、それは現金需要の量、すなわち流通の必要を満たすために国内流通に入って行くのであって、それがもし流通に必要なでないならば、銀行に返済されるだけである。その場合には担保が借り手に返還されるにすぎない。この場合、銀行の兌換準備金には影響をまったく及ぼさない。だから、貿易赤字で貴金属が対外流出しているときに、国内流通で現金需要があるのに新たに担保にもとづく貸付をしないのは「銀行の原理」からの逸脱であるし、また利潤を追求する私的資本としての銀行本来の理念に「矛盾」するのである。

それゆえ、ステュアートの主張は貴金属が対外流出しているときに、貴金属の流出に合わせて銀行券の発行を縮小するのではなく、現金需要と譲渡に必要な限り、担保にもとづく貸付によって銀行券を発行せよ、ということである。国内流通から鑄貨が対外流通に支払われて国内流通で「通貨の不足」(, 243) が生じたならば、その「通貨の不足」を銀行が埋めることはなんら兌換請求を呼びおこすものではない。「随意的流通」(商品の流通)と「不随意的流通」(債務の流通)とを区別すべきだというのが、ステュアートの見解である。「通貨の不足によって停止させられるのは、もっぱら勤労者と富者との流通、つまり購買すなわち随意的流通であって、「返済つまり不随意的流通は停止できない」(, 243) からである。不随意的流通は対外的な支払いであり、この流通は停止できない流通なので、「国内に貨幣がいくらかでも存在するかぎり、債務者は1シリングを得るのに1エイカーの土地を与えよとか、半クラウンを得るのに1軒の家屋をあたえよとかいうことをしてまでも、貨幣をみつけだす必要がある。」(, 243) 「債務の流通」は、1エイカーの土地を1シリングで売ってでも鑄貨を獲得してそれを支払うことが必要であるが、これに対し、「商品の流通」は通貨が不足すれば、勤労が停滞するだけである。したがって通貨の不足を補うために発行された銀行券は兌換請求に来ることはありえない。ステュアートは一国の現金需要の量のなかで銀行券の増発発行が銀行の兌換準備とはまったく関係のない発行の増加がありうることを示した。こうした考えは遠く銀行学派のトゥックやフラートンのなかにもある¹⁷⁾。「債務の流通」には支払手段としての鑄貨が債務の支払いのために絶対に必要であるが、他方「商品流通」に必要な貨幣が不足すれば、新たな貨幣需要の増加に応じて銀行券の発行が増加されるだけである。この銀行券は「銀行の全資本や全資産」によって保証されているのであって、兌換準備金によって保証されているわけではないからである。したがって銀行は担保にもとづいて貸付をする限り、鑄貨が対外流出しているときでも、「商品の流通」に必要な貨幣に対しては、債務は増えるかもしれないが、銀行券を発行しても兌換請求に来ることはありえない¹⁸⁾。それゆえ、「国家が留意すべき重要事は、

17) トゥックやフラートンが資本の前貸しと流通手段の前貸しの区別を重視したのは、銀行の貸付には金準備に影響を及ぼさず貸付とそれに影響を及ぼさない貸付があると考えたからである。Tooke1844, 38. 訳81, Fullarton1844, 96. 訳128。

18) ステュアートは、当時の議論をふまえて次のように述べる。「銀行はこうした信用を供与したという点で誤りを犯したのだといわれている。私に言わせれば、銀行は正しく対処したのである。ただ銀

銀行が最良の担保に基づいてのみ信用を供与するということである。」(, 333)

以上のように、スチュアートはスコットランドの諸銀行が1760年代に追い込まれた想像を絶するほどの苦難に対して、それは「銀行の原理」をよく理解していないからであると述べて非難する。貴金属が対外流出しているときに、「流通の銀行」が新たな貨幣供給を拒むのは、銀行の利潤を追求する私的な性格を優先し、流通に貨幣を供給する社会的な機能を放棄することである。しかし銀行が銀行券の流通する部面を区別するならば、国内流通では貨幣需要があれば、それに応じて貨幣を供給しても兌換請求に来ることはない。「流通の銀行」が発行する銀行券は私的な債務証書ではあるが、銀行の担保が堅実である限り、銀行券は「貨幣」となって流通するのである。したがって貴金属が対外流出しているときに、銀行が流通に貨幣を供給するのを拒むのは、「銀行の原理」からの逸脱である。

3. 発券集中の論理

貴金属が対外流出するときに、スコットランドの諸銀行は国内流通の通貨の不足を補う新たな貨幣供給を拒否した。これが前節で論じた「流通の銀行」の貨幣供給の限界であった。スチュアートはこの場合、「流通の銀行」は銀行券を発行せよ、と主張した。国内流通では、銀行券は「貨幣」として流通するので、兌換請求に来ることはないからである。ところが、こうした主張とは別に、スチュアートは国内流通においても鑄貨が銀行から流出する場合があります、それに備えるために「流通の銀行」は兌換準備金を増加する必要があると主張した。ここから、スチュアートは下級の銀行である「流通の銀行」の銀行券が上位の都市の銀行の銀行券に代替されていく彼独自の発券集中の論理を展開していく。

「流通の銀行」は、借り手の土地担保にもとづいて銀行券を貸し付ける。この銀行券は地方的流通のなかを流通するが、私的な債務証書であるため、その流通領域は限られている。だから、その流通領域をこえて他行の銀行券が自行の流通領域に侵入してくると、銀行は「自行のしるしのない紙券をことごとく嫉妬の目でみる」。というのは、「銀行がその地域の流通を自分の明白な権益とみなし始め」(, 272) ているからである。地方的流通のなかで複数の発券銀行が自行の権益、すなわち貸付利子の獲得をめぐる競争している¹⁹⁾。

行は結果にたいする備えをしなかった点にまちがいがあった。」(, 253) そうして「結果に対する備え」をするために銀行の利益を「イングランドで抵当にし、紙券が流入すると、紙券にたいする支払いのためにロンドンでその利子の元手を準備しておくべきだったのである。」(, 253 4) スコットランドの諸銀行は、利益をロンドンで運用し、必要なときにはその運用益で鑄貨を確保すべきであるというのである。

19) スコットランドのフリーバンキングについては、White1984, 24 44を参照。ホワイトは、このなかで銀行券の交換制度があったこと、また銀行業の多くが株式銀行であったことを挙げて、スコットランドの銀行業は安定的で競争的であったと述べている。

この競争は次のような行動を伴う。「こうした下級銀行が相互の嫉妬から、互いに他行の紙券をかき集めて、時折お互いに取付合戦をしかけることで、一体いかなる利益を引き出すことができるか。このことの結果は、必要以上の鑄貨を大量に国内流通のために保有しておくことを自行にも他行にも強い、そうすることによってみずからの利益を減少させるということであり、さらに互いに相手方の攻撃に備えるために注意を集め、そうすることによって必要不可欠な需要にたいする供給の準備を、言い換えれば他国への返済義務がある総差額の支払いのための供給を怠ることなのである。」(, 273, 傍点引用者)

下級の銀行²⁰⁾は、「相互の嫉妬」から他行の銀行券に対して排他的な行動に出る。他行の銀行券をかき集め互いに「取付合戦」をしかけるのである。こうした行動は他行の兌換準備金を枯渇させ、支払不能に陥らせ、自行の權益を拡大する狙いがある。銀行はこれに対抗して、「必要以上の鑄貨を大量に国内流通のために保有」することが強制されるだろう²¹⁾。これはすべての銀行に共通する。そのため銀行は利益を取り崩し鑄貨を獲得する。だが獲得した鑄貨は国内流出に備えての準備であるので、総差額の支払いの準備金である世界貨幣準備金の供給を「怠る」ことになる。他行に対する防衛的な兌換準備金の補充に力を注ぎ、総差額の支払いのための準備金の供給がおろそかになるからである。国内流出用の準備金が増え、それに対して対外流出用の準備金が減る。ステュアートは兌換準備金の役割を国内流出用と対外流出用とに分けて考えている。

以上の下級の銀行同士の「相互の嫉妬」から生まれた「取付合戦」は、銀行同士のあいだで鑄貨の請求を生む。この鑄貨の請求は銀行間で定期的な銀行券の交換が行なわれたとしても、差額は生じるので、その最終的な支払いは鑄貨で支払われることになる。したがってこの「取付合戦」による他行への鑄貨の支払いは、国内流通では「社会の貨幣」である銀行券のみが流通しているときに生じる鑄貨の国内流出という新たな事態である。国内流通のもとでは、銀行券の債務保証は担保にもとづいているので、いざとなれば銀行は担保を売却して貸付金を回収することができる。貸付金が回収できれば、銀行は損失を免れるので、銀行の堅実性は保証される。しかしここでは「流通の銀行」の堅実性が問題ではなく、地方的流通での複数発券銀行制度のもとでの遠隔地間の支払いが問題である。「流通の銀行」が発行する銀行券は私的な金債務証書であるので、その流通領域は限定されている。しかし商取引は流通領域をこえて行なわれるのが普通である。その流通領域をこえて銀行券が流通すると、他行はその銀行券の流通を阻止するために兌換を請求する。こうした自行の銀行券の流通領域を拡大しようとする私的

20) 下級の銀行 (subaltern banks) という語は、国民的銀行に対する「流通の銀行」を指している。(, 271)

21) スコットランドのフリーバンキング制度を称賛した H. パーネルは、銀行券の定期的な交換制度における銀行相互の不断の鑄貨需要こそが、兌換の原理を十分に有効にさせていると述べている。Par-nell1827, 88.

資本としての銀行の行動が、鑄貨の国内流出を惹起し、これが銀行に防衛的な兌換準備金の積み増しを強制し、さらには世界貨幣準備金の減少をもひきおこす事態へと発展するのである。

「流通の銀行」が世界貨幣準備金の供給を「怠る」ことは新たな弊害を生む。商人や製造業者と取引する為替業者が対外支払いをするために「流通の銀行」に兌換を請求しても、銀行は為替業者の要求に応じることができないからである。

為替業者 (Exchangers) について若干敷衍しよう。地主とちがって、商人や製造業者は動産や不動産をもたないので、「流通の銀行」は彼らには担保貸付をすることはできない。しかし「商人や製造業者は貨幣や信用を常時必要としている」(, 208) ので、「この障害を除去するために、一群の資産家の商人が自分たちや友人の動産や不動産を束ねて銀行から巨額の信用を得るということを行なっている。銀行からのこの援助と、請求あり次第返済される普通よりも若干低い利率での個人からの借入金とによって、彼らは商人や製造業者に信用を与え、スコットランドの商工業を支えるのである。」(, 208) この「一群の資産家」が為替業者である。為替業者は自分で銀行券を発行しない。自分たちや友人の動産や不動産を束ねて「流通の銀行」から担保にもとづく貸付を受け、また個人から借り入れをする。為替業者は自己宛の債務を貸し付ける信用創造機関ではなく、集めて貸すという意味での仲介業を営む。為替業者は銀行や個人から借り受けた銀行券を商人や製造業者に通常の利率よりも高い利率で貸し付ける。つまり「貸付の利子に加え、事情に応じて1/2パーセントかそれ以上の手数料」を加えて貸し付けるのである。手数料が加算されるのは、この場合担保をもたない商人や製造業者に貸し付ける信用リスクを借り手に負担させているからである。その意味で、「為替業者は一種の保険業者であり、その危険の程度に応じて手数料を引き出すのである。」(, 209)

こうした業務を営む為替業者が「流通の銀行」に兌換を請求できなくなると、この業者は別の銀行から貸付を受けるだろう。それが都市の銀行である²²⁾。「この総差額がどこで決済されようとも、どの都市の為替業者もその都市に設立されている銀行に頼るだろう。だからもし1つ以上の銀行があるとすれば、最も速やかに支払う銀行が最良の信用を有し、最も多くの紙券を流通させて、全体として最大の利益を得ることになろう。もしある銀行がその紙券の支払いを遅らせたりそれに乗り気でないと分かれば、為替業者の方は支払請求の期日についてそれだけ厳しくなり、取引相手からそうした紙券を受けとるのを嫌うことさえあるだろう。」(,

22) スチュアートは「エディンバラの諸銀行はスコットランドの他のどの銀行よりも国民的銀行に近いものである」と述べて、規模の小さい諸銀行が鑄貨をこれらの諸銀行から獲得したことを想定している。(, 248) だが、貿易赤字で貴金属が流出し続けると、エディンバラの諸銀行は「紙券の回収」という行為に出た。「原理」は、こうした行為によって「確実に相当期間大いに損なわれるにちがいない公共の利益 (流通に貨幣を供給する社会的機能——引用者) にたいするいっさいの配慮をかなぐりすてながら、いかにしてこうした行為が銀行自身の利益となりうるのかが、私にはどうしても分からない」(, 248) と嘆いている。

273) 地方の為替業者が都市の銀行に頼るのは、地方の「流通の銀行」が発行する銀行券よりも、都市の銀行が発行する銀行券のほうが支払能力の点で優れているからである。だが、都市の銀行も複数あるので、為替業者がそのうちでもっとも支払能力のある銀行券を選ぶ。その際、為替業者にその特定の都市の銀行を選ばせるのは、為替業者と取引している商人や製造業者である。為替業者は仲介業を営んでいるので、自己宛の債務証書を発行しているわけではない。商人や製造業者が貸付を受ける銀行券は都市の銀行が発行する銀行券である。もし商人や製造業者が対外的な支払いのために都市の銀行に 実際には為替業者をつうじて 兌換を請求したとき、都市の銀行が債務の履行に不安があるならば、為替業者の取引相手は支払能力の点からその銀行券の受け取りを拒否するだろう。したがって為替業者が都市の銀行の債務の支払能力を考慮に入れて、複数ある都市の銀行券のなかから特定の銀行券を選ぶのである。そうして選ばれる銀行は、「最も速やかに支払う銀行」であり、また「最も多くの紙券を流通させて」いる銀行となる。こうした銀行券は「最も評価が高い紙券」(, 273)なのである。

だが、この特定の都市の銀行が発行する「最も評価が高い紙券」を為替業者が対外支払いのために兌換請求して果たして貴金属を手に入れることができるだろうか。それは困難であるとステュアートは述べる。都市の銀行と「イングランドとの紙券信用の相互流通の欠如によってスコットランドに重大な不都合が生じ、しかもスコットランドのあらゆる鑄貨が銀行にしまいこまれて、そのためロンドン宛の手形 (bills upon London) に4パーセントさらには5パーセントも為替手数料が支払われてきているとすれば、私は問いたいのだが、銀行が自行以外のいっさいの紙券をその地域内での流通から排除しようとする時には、一体どういう結果になるだろうか。」(, 274)

1763年の和平後しばらくのあいだ続いた厳しい貿易赤字がスコットランドの諸銀行を追い込んだので、イングランドの諸銀行がスコットランドの諸銀行の銀行券の支払能力を疑い、銀行券の相互交換を拒否したのである。しかもスコットランドの諸銀行が鑄貨をしまい込んだので、商人や製造業者はイングランドへの送金をロンドン宛の手形で支払うしかなかった。彼らはロンドン宛の手形を振り出し、為替業者がそれを割り引いたのち、ロンドンの取引先に送るのである。このとき為替手形の手数料は跳ね上がった。ロンドン宛の手形の為替手数料が4ないし5パーセントも上がったのは、この手形の支払能力に不安があるからである。為替業者が「危険の程度に応じて手数料を引き出す」のである(, 209)。こういう事態になると、スコットランドとイングランドとの支払いだけでなく、スコットランドの地方的流通の内部でも、たとえばファイフとロージアンとのあいだやグラスゴーとエアとのあいだの支払いでも為替手形の手数料が跳ね上がる。地方的流通のなかで自行の銀行券の流通領域をこえて使用する場合には、支払手段として鑄貨が使用される。いまこの鑄貨がしまいこまれるならば、内国為替手形を振り出すしかない。しかしこの内国為替手形も支払能力に不安があると、為替手数料が高くなる。こうなると地方の製造業者は為替業者に頼ることができなくなる。「2ないし3マイル

の範囲内ではとうてい製造品を捌けない製造業者がその支払いにあたって為替業者に頼ることができず、どうなるだろうか。」(, 274) 為替手数料が上がれば製造業者の利潤がそれだけ減少する。製造業者は為替業者に頼ることができなくなり、遠隔地の取引を断念せざるをえなくなるだろう。銀行が鑄貨をしまい込み、兌換請求に応じてくれないのであれば、製造業者はロンドン宛の手形や内国為替手形を振り出さざるをえないが、その手形の支払能力が疑われているのである。だから、このような場合、「もしこうした濫用が浸透してくるのをいったん許せば、銀行を完全に根絶してしまって、今あるわずかな鑄貨を流通させる以外にはどんな矯正策もなくなるだろう。」(, 274) スチュアートはこうなると「流通の銀行」が流通に貨幣を供給すること自体が困難となり、鑄貨制度に戻す以外にどんな矯正策もない、と指摘した。

以上見てきたことをまとめると、次のようになるだろう。第1に、複数の銀行が地方的流通のなかで発券している場合には、この銀行は「相互の嫉妬」から自行の銀行券の流通領域を拡大する競争を行ない、「取付合戦」を演じる。その結果、他行への鑄貨の流出に備えて兌換準備金を増やすが、他方で世界貨幣準備金（この場合は、遠隔地の支払準備金）を減少させる。「流通の銀行」が発行する銀行券がその地方的流通の流通領域をこえると他行の兌換請求に備えて国内流出用の準備を増額するからである。こうした行動は、「流通の銀行」の利潤を追求する私的資本としての側面がひきおこしたのである。だがこの結果、第2に、為替業者は「流通の銀行」が発行する銀行券に対する支払能力に不安を感じ受け取りを拒否する。こうした事態は、銀行が流通に貨幣を供給する社会的な機能を果たすことができない、ということである。もちろん、地方的流通のなかの「商品の流通」では「流通の銀行」の担保にもとづく貸付ができなくなるわけではない。だが、為替業者はその地方の「流通の銀行」の地方的流通の領域をこえて取引する。その場合には、流通領域が限定されている銀行券ではなく、より支払能力の高い銀行券に代替する必要がある。こうして第3に、「流通の銀行」の支払能力が低下するので、為替業者は「流通の銀行」の銀行券に代えて都市の銀行の銀行券を選ぶ。だが都市の銀行も、都市の流通では自行以外の銀行券を流通領域から排除する行動に出るので、国内流通の準備金を増やし、世界貨幣準備金を同じように減少させる。だから、遠隔地の支払いには、都市の銀行が発行する銀行券も要求されなくなり、ロンドン宛の手形が使用される。しかし商人や製造業者の支払能力にも不安があるので、この手形の為替手数料が高騰する。またこれに対応して、地方的流通の流通領域をこえる支払いに使われる内国為替手形の為替手数料も高騰する。為替手形の手数料の高騰は商人や製造業の利潤を減少させるので、彼らの事業を破壊することになるだろう。

このような一連の事態は、下級の銀行である「流通の銀行」の支払能力が低下することによって、為替業者がより支払能力のある上位の都市の銀行の銀行券に代替し、さらに遠隔地の支払いには為替業者が割り引くロンドン宛の手形に代替していく過程でもある。この場合の代替

は、「流通の銀行」の私的な債務証書がより支払能力の高い都市の銀行の私的な債務証書に取り換えられていく、ということである。その結果、上位の銀行は「鑄貨や手形を供給する全費用を負担し、下級銀行はみずからの流通領域を拡大することの他に考慮すべきことは何もない」(, 272)。つまり、債務の代替過程を完成した姿から見ると、上位の銀行に準備を集中し、下位の銀行は上位の銀行から鑄貨の供給を受ける構造なのである。しかしステュアートはこの債務の代替過程も限界に達すると指摘した。商人や製造業者が振り出すロンドン宛の手形の支払能力に不安があるので、為替業者は為替手数料の引き上げを要求し、それはその他の内国為替手形の手数料にも波及する。こうしてこのような事態は製造業者の利潤を減少させ、勤労を停止させるのである。これは私的な債務をより高次な私的な債務で代替していく「流通の銀行」の貨幣供給の限界である。ステュアートは、この限界を打開するのは私的な資本からなる銀行だけでは不可能であると考え、国民的銀行の設立を提案したのである。

4. 国民的銀行について

国民的銀行は「極めて広域にわたる国内流通の諸目的に応ずるためにつくられた計画に立脚して担保に基づく」(, 275)。この銀行は以下の規制を受ける。

第1に、この銀行はなんらかの財産からなる巨大な資本をもつ。「流通の銀行」と比べて、「創業資本」が巨額であるという点では異なるが、財産所有者が出資するという点では同じである。第2に、固定財産を貸付担保とし、これを容易に売却できるような状態にする。また利子を永続的な収入源とする。第3に、利子が規則的に支払われる限り、銀行の債権である元金を銀行が請求できないようにする。利子が継続的に支払われている限りでは、銀行は元金を請求できない。第4に、この銀行は担保貸付である。第5の規制が「流通の銀行」とは異なる国民的銀行の新しい点である。「銀行が政府の同意のもとに自行の流通領域外からいかなる貨幣を借り入れようとも、その利子のために、銀行のあらゆる担保は政府の手で保証されなければならない。」第6に、さらに「政府は銀行の資金規模に応じて銀行を支援しなければならない。」第7に、この銀行は発券銀行であり、自己宛の債務証書を発行する。だが、その債務の支払いは鑄貨だけではない。「銀行券の持参人にたいしては、その持参人の完全な選択によって、銀行券の価値額の鑄貨ないしは内国為替手形で、あるいは××パーセントという相応の利子付きの譲渡証書 (in a transfer of a corresponding interest at - per cent.) で支払わなければならない。」(以上, , 276, 傍点引用者)

上の第1から4までは「流通の銀行」の設立要件と同じであるが、第5から7までは国家が国民的銀行を支援するという点で、「流通の銀行」とは異なる。したがって国民的銀行は基本的に私的会社の「流通の銀行」と同じように発券銀行であり、担保にもとづく貸付をしながら、流通に貨幣を供給する点では「流通の銀行」と同じ構造である。ただし、第5、6、および7

で述べていることには注意を要する。第5では、「政府の同意」のもとに自行の流通領域外からのいかなる貨幣の借り入れの場合でも、利払いのために銀行のすべての担保は政府が保証すると述べている。これは対外的な借り入れにもとづく利払いの場合には、政府は銀行が保有している担保を売却して利払いを保証するということである。第6の政府が銀行の資金規模に応じて銀行を支援するというのは、銀行の「創業資本」や「担保」の総額に応じて、政府は「財産所有者として」資金的援助をすることを意味する。しかしその具体的な内容についてはこれ以上の記述はない。第7に述べられているように、この銀行は「流通の銀行」と同じように私的な債務証券を発行するが、この銀行が準備不足に陥ったときには、「 $x \times$ パーセントという相応の利子付きの譲渡証券」で支払う。この利子付きの譲渡証券が国庫証券を指していることは明らかである。政府は税を担保にして鑄貨の代わりに譲渡証券を発行する^{23), 24)}。

以上のことは、国家が特定の都市の銀行に国民的銀行の機能を付与するのか、それとも新規に設立するかは明らかではないが、国家がこの国民的銀行の債権を保護し、また兌換準備金の不足に対しては、国家信用が私的な債務証券を保護することがわかるであろう。国民的銀行は、私企業であるが、その背後には国家の保証があるということである²⁵⁾。

その上で、スチュアートはこの国民的銀行が発行する銀行券について2つのことを述べる。第1に、国民的銀行が発行する銀行券は「法貨」となる。私的な債務証券をなぜ「法貨」にす

23) この「利子付きの譲渡証券」が具体的に何を指しているかは明らかではないが、スチュアートは公信用論の箇所です「割符」(tally)に言及している。「国庫は支払い期日がきても利子を支払う貨幣を全くもっていなかったため、割符で支払った。」「政府は債務の利子として発行された割符をことごとく銀行に割り引かせたのである。」(, 157-8) 割符は最初、国庫が租税収入をあらゆる受領証であったが、のちに国王が貸付を受ける際の受領証に対しても発行されるようになった。割符には利子はつかず、返済財源も特定されていなかった。割符には2種類あって、債務割符と譲渡割符である。やがて、この割符にそえて、年6%の利子が半年ごとに支払われる保証がついた一種の支払指図手形(Order of Repayment)が発行され、裏書譲渡が認められ、登録の順によって返済された。Hargreaves 1930, 2-3. 訳8-9, Feavearyear 1962, 100-1, 訳126-7を見よ。

24) 中央銀行が国庫証券を貸し付ける歴史的事実は、Thornton 1802, 50, 訳72-3に見ることが出来る。ソーントン1793年の逼迫のときにイングランド銀行が大蔵省証券(Exchequer bills)を貸付けてロンドンの窮乏状態を救ったことを指摘した。

25) A National Bankは「国民的銀行」と訳すべきであるが、この銀行の背後には国家信用があると認識することがスチュアートの国民的銀行の提案を理解する上で重要なことである。周知のように、マルクスは『資本論』第3巻第5編第25章のなかで、「銀行券を発行する主要銀行は、国立銀行と私立銀行との奇妙な混合物として事実上その背後に国家信用をもっており、その銀行券は多かれ少なかれ法定の支払手段であるからである」(Marx 1863 1867, 474)と述べている。イングランド銀行は国家への貸付の見返りに、紙幣発行の特権を付与された。イングランド銀行は私立銀行であるが、国家の借金のために不可欠な銀行であった。これに対し、『原理』での国民的銀行は「流通の銀行」の貨幣供給の限界および都市の銀行の為替業者への貨幣供給の限界を打開するために構想された。国民的銀行は私立銀行だが、国家の保証を必要としたのは、一国全体にくまなく流通する貨幣を必要としたからである。

るのか。第2に、国民的銀行は支店を設置し地方的流通にこの銀行券を流通させ、下級の銀行である「流通の銀行」の発券機能を奪う。これは何を意味しているのか。

まず法貨について見てみよう。国家は国民的銀行に、イングランド銀行に付与した特許状によって銀行券の発行権を与えるわけではない。ステュアートは「適切な規制を課すことによって、銀行券はいかなる支払いにおいても法貨となるであろう」(, 277)としてしか述べていない。「適切な規制を課す」というのは、この場合、国民的銀行の設立要件からみて、巨額の資本があり、確実な担保をもち、しかも国家保証がついていることを指すとみるのが自然である。ただし、上の第1から7までを見ても、兌換準備金についての記述はほとんどない。銀行券の持参人に対しては、「持参人の完全な選択」によって鑄貨や内国為替手形、利子付きの譲渡証券で支払わなければならないと指摘されているだけである。だが、国民的銀行が発行する銀行券の債務の履行を「選択制」にする提案は兌換準備金の節約を目的としているとみなすことができる。対外的な支払いは貴金属で行ない、国内流通は銀行券で行なうのが、ステュアートの考えである。一国の国内流通を覆う貨幣がすべて国民的銀行の発行する銀行券になるならば、その銀行券は特定の流通領域をこえて通用する。こうなれば国内流出用の準備金は不要となる。「流通の銀行」や都市の銀行は自己の流通領域を脅かす他行の銀行券が侵入してこない。排他的な行動に出る必要がなくなるからである。したがってこうした「適切な規制」を課すことによって、国民的銀行は私企業で、発行される銀行券は私的債務証券であるが、国家がその銀行の私的債務を保証することで、この銀行は公共的な性格をもち、この銀行券の私的な債務は公的な債務となる。ステュアートはこのような銀行券を「法貨」と呼んだのである。

ところで、ステュアートは「銀行券の選択条項」に関する箇所でも、「法貨」に言及していた。「銀行が発行する紙券が支払いにおける法貨に通常はなっていないとしても、それでもなお、銀行が適切に確立している結果、その紙券は流通にとって不可欠なものとなり、法的義務がないものも事実上慣習の力によって法貨となる。」(, 264, 傍点原文)ここでは銀行券を「法貨」にする根拠は「慣習の力」である。この「慣習の力」は国家保証とは異なる。この場合、「慣習の力」とは、「銀行が適切に確立している」ことを指す。銀行が優良な担保にもとづいて貸付をしている限り、債務者が債務不履行になっても、貸付金が回収されるので、銀行の信用は安定している。銀行信用が安定している限りでは、銀行券の債務保証の点でも安定している。銀行が優良な担保にもとづいて貸付をするということが、銀行券を「法貨」にするのである。こうして国民的銀行が発行する銀行券を「法貨」にするのは、この場合は、優良な担保にもとづく貸付なのである。

だが、国民的銀行が発行する銀行券が「法貨」となっても、地方的流通の「流通の銀行」が銀行券の発行をやめるわけではない。「法貨」規定があったとしても、国家は「流通の銀行」に貨幣を供給するのを停止することを強制できないし、ましてや「法貨」を地方的流通の売買にまで強制することはできないからである。だから国民的銀行が設立されても、地方的流通に

は依然として「流通の銀行」が発行する銀行券が流通している。地方の流通では、「相互の嫉妬」によって「取付合戦」がおきるだろう。したがってスチュアートは、地方の「流通の銀行」が銀行券の発行を停止する2つの方法を示す。第1に、「国民的銀行は王国内の様々な都市に各々の支店をもうけるべきであり、この支店は下級諸銀行を無用で収益があがらないものにするだろう。」(, 277) 国民的銀行が都市に支店を設置すれば、下級の銀行が発行する銀行券の流通領域を奪うことができる。支店の設置は国民的銀行の銀行券が地方的流通にも浸透していく契機になる²⁶⁾。こうして地主が地方の「流通の銀行」からではなく、国民的銀行の都市の支店から担保にもとづく貸付を受けるならば、下級の銀行の利益は減少し、この地方の「流通の銀行」は銀行券を発行するのをやがて停止するだろう。第2に、「さらに、銀行資本の一定部分をどこかの都市の名義で、すなわちその都市のために設定し、その都市への割り当て分を地域内で運用する権利を与えることを明記してもよい。」(, 277 8) 国民的銀行がその銀行資本の一定部分をどこかの都市の銀行名義にし、その一定部分を運用する権利をその都市の銀行に与えるということは、都市の銀行を事実上国民的銀行の支店にするということと同じである。またその見返りに都市の銀行が国民的銀行の銀行券を使用することを意味しているのだろう。いずれにせよ、国民的銀行はその銀行券を「法貨」にするだけでなく、支店を設置し、地方の「流通の銀行」に資本の一部を運用する権利を付与するといった制度をつくることによって、地方の「流通の銀行」の発券機能を奪うことがなければ、国民的銀行が発行する銀行券は一国の隅々まで浸透しないのである。

スチュアートが国民的銀行の設立を提案したのは、発券銀行を単一化し発券業務を集中することが、一国の流通にとっては有益であるからである。「交易にとって大きな足かせであり、また信用のきわめて疑わしい人々の紙券を受け取るという危険を伴う内国為替を排除して、いたるところで支払いを容易にするために、確実な担保のある十分な量の紙幣を1国のすみずみまで流通させることは、どの商業国にとっても有益だということである。」(, 278) ここで言っている交易の大きな足かせになる流通は、「債務の流通」ではない。「商品の流通」においても、地方的流通をこえて流通する銀行券は受け取りを拒否されるし、また内国為替手形の支払能力に不安があるため、為替手数料が高騰するので、内国為替手形も振り出せなくなる。「流通の銀行」が発行する銀行券も、都市の銀行が発行する銀行券も、世界貨幣準備金が不足し兌換請求に応じることができなくなった。銀行は利潤を追求する私的な性格を優先して、流通に供給する貨幣の信頼を失ったのである。したがって一国の貨幣制度は「ある町から別の町への〈内国〉為替相場を立てることに道を開くことになるような、1国内の特定地域に限定された通貨の創設を防止する、という観点から作成されるべきである。」(, 342 3) 特定の流

26) この支店銀行業が銀行券の流通範囲を広げるという考えは、ジョン・ローの王立銀行 (banque royale) がフランスの主要都市に支店を開設し、王国のあらゆる地方にその紙券を流通させたということにその範があるのかもしれない。これについては、Clapham1944, 106, 訳122を見よ。

通領域をこえる一国全体の国内流通の円滑な支払いを達成するためにステュアートが提案したのが、確実な担保にもとづき、また国家の保証がある国民的銀行を設立することである。こうして国民的銀行が単一銀行券を発行し銀行券を質的に同一にしていくことが一国の商人や製造業者を含む商業の発達に寄与すると考えたのである²⁷⁾。

おわりに

ステュアートが「流通の銀行」を銀行業がまだ揺籃期にある商業国に導入しようとしたのは、一国の鑄貨不足を補い、地主の消費需要と勤労を促進するためであった。鑄貨は貿易赤字で対外流出する場合もあるし、また保蔵している鑄貨はその所有者の意向にかかわるので、国家が鑄貨を流通に供給するには限界があった。この限界を打開するために導入したのが「流通の銀行」である。

この「流通の銀行」は土地担保にもとづく貸付をするので、土地担保を売却できない場合には、銀行は貸付金を回収できない。貸付金が回収できなければ、銀行は貸付をやめるだろう。これが流通に貨幣を供給する第1の限界である。この限界を打開するために限嗣相続の廃止、裁判所による債権の保護、司法による債務不履行者の身柄の拘束、さらには国家による債権の肩代わりなど、貸付債権を保護することができれば、貸し手は継続して貨幣を供給するだろう。「流通の銀行」の担保貸付を継続できるために国家に要請されることは債権の保護を制度化することである。

第2の貨幣供給の限界は、貿易赤字にもとづく対外的な貴金属の流出がおきているときに、国内流通での追加の貨幣需要が生じた場合におきる。「流通の銀行」は、鑄貨が流出しているときに、追加の銀行券の発行は債務残高の増大であるので流通への貨幣の供給を拒む。しかし、「債務の流通」と「商品の流通」とは区別されるべきである、というのがステュアートの見解である。「債務の流通」では支払手段である鑄貨を必ず支払わねばならないが、「商品の流通」では発行された銀行券は国内流通の「通貨の不足」を補うために発行されたのであって、対外的な支払いに使われるわけではない。したがって鑄貨が流出しているときに追加の銀行券を発行しても兌換請求に来ることはありえない。だから、銀行券を発行せよ、というのがステュアートの見解である。国家が留意すべき重要なことは最良の担保にもとづいて貸付をしているかどうかを監視することである。

第3の貨幣供給の限界は、地方的流通において複数の「流通の銀行」が銀行券を発行している場合におきる。銀行は利潤を追求する私的な性格をもちながら、同時に流通に貨幣を供給す

27) ナショナル・バンク論の系譜は、ナショナル・バンクを否定する R. カンティロン (Cantillon 1755, 313, 訳203), A. スミス (Smith 1776, 329, 訳335) の流れとそれを肯定する J. ステュアート, D. リカードウ (Ricardo 1824, 276 7, 訳332 3) の流れがある。

る社会的な性格をもっている。銀行は他行の銀行券が自己の流通領域に侵入するときに「嫉妬」を感じる。これが「取付合戦」をひきおこし、他行への鑄貨の流出をおこす。銀行は防衛的に必要以上の準備金を用意する必要に迫られる。だが銀行は国内流出用の準備金は補充するが世界貨幣用の準備金の供給は怠る。世界貨幣準備金の減少は、為替業者の「流通の銀行」に対する信頼を失わせ、為替業者は都市の銀行が発行する銀行券に代替する。さらに鑄貨が銀行にしまい込まれると、商人や製造業者はロンドン宛の手形を振り出さざるをえないが、支払能力の不安から為替手数料が上昇し、これがまた内国為替手形の為替手数料も高騰させる。このように下級の銀行の銀行券が上位の銀行である都市の銀行の銀行券や為替業者が割り引くロンドン宛手形に代替されていくが、為替手数料の高騰は製造業者の利潤を減少させ、勤労そのものを破壊する。こうして遠隔地の支払にはすべての銀行券や為替手形の受け取りが拒否される。これが第3の貨幣供給の限界である。

この限界を克服するために、スチュアートは国民的銀行を設立し単一銀行券の発行を提案した。この銀行の設立の目的は、銀行が発行する銀行券を地方的流通の特定の流通領域をこえて一国全体の流通にくまなく通用させることである。銀行は利潤を追求する私的な性格をもちながら、流通に貨幣を供給する社会的な性格をもっている。この貨幣が私的な債務証書であるので、銀行券の増発発行は自己宛債務の増大であり、その債務の裏付けとなる鑄貨を獲得するには、利益が減少する。こうしてこの2つの性格は矛盾する。この矛盾を解決するには、特定の銀行に準備を集中し、下級の銀行の「流通の銀行」や都市の銀行の準備を節約することである。これが国民的銀行を設立し、単一銀行券を発行するという提案であった。さらに銀行券が「法貨」になれば、この銀行券は一国の隅々まで流通するようになる。

以上のように国家による鑄貨供給の限界を打開するためにスチュアートが考えたのが、利付貸付の導入であり、これによって国内流通はすべて銀行券で行なうことを目指した。しかし国内流通に貨幣を供給する土地担保にもとづく「流通の銀行」はいくつかの貨幣供給の限界に達した。この限界を打開するための方策が、国家が制度的な保証を整備することであった。この保証は「流通の銀行」の債権の保護から、さらには中央銀行としての国民的銀行の支援にまで及んだ。スチュアートは国家が貨幣制度に介入し制度的な保証を整備し貨幣制度の欠陥を埋めることで、制度が十全に機能することを『原理』の体系のなかで示したのである。

参考文献

- Cantillon, R., 1755. *Essai sur la nature du commerce en general*. English Translation by H. Higgs, New York, Kelley, 1964. 津田内匠訳『商業試論』, 名古屋大学出版会, 1992年。
- Checkland, S. G., 1975a. *Scottish Banking. A History: 1695 1973*. Glasgow & London. 1975b, Adam Smith and the Bankers. ed. by A. S. Skinner and T. Wilson. *Essays*

- on *Adam Smith*. Clarendon Press, Oxford
- Clapham, J. H., 1944. *The Bank of England: A History 1694 1797*. Cambridge University Press. 英国金融史研究会訳, 1, ダイヤモンド社, 1970年。
- Feavearyear, A. F., 1931. *The Pound Sterling: A History of English Money*. Oxford University Press. 一ノ瀬篤・川合研・中島将隆訳 『ポンド・スターリング』 1984年。
- Fullarton, J., 1844. *On the Regulation of Currencies*. John Murray, London. 福田長三訳 『通貨論』 岩波書店, 1941年。
- Gilbart, J. W., 1834. *The History and Principles of Banking*. Longman, London.
- Hargreaves, E. L., 1930. *The National Debt*. Edward Arnold, London. 一ノ瀬篤・斎藤忠雄・西野宗雄訳 『イギリス国債史』 新評論, 1987年。
- Heckscher, E. F., 1931. *Mercantilism*. George Allen, London.
- Hicks, J. R., 1969. *A Theory of Economic History*. Oxford University Press, London. 新保博訳 『経済史の理論』 日本経済新聞社, 1970年。
- Horsefield, J. K., 1960. *British Monetary Experiments 1650 1710*. University of London, London.
- Law, J., 1705. *Money and Trade*. New York, Kelley, 1966.
- Marx, K., 1858 1861. *Karl Marx Ökonomische Manuskripte*. Marx-Engels Gesamtausgabe, /2, Dietz Verlag Berlin, 1980.
- 1863 1867. *Karl Marx Ökonomische Manuskripte*. Marx-Engels Gesamtausgabe, /4.2, Dietz Verlag Berlin, 1992.
- Parnell, H., 1827. *Observations on Paper Money, Banking, and Overtrading*. Piccadilly, London.
- Ricardo, D., 1824. *Plan for the Establishment of a National Bank*. John Murray, London, *Works*. ed. by P. Sraffa, Cambridge University Press. Vol. , 1966. 玉野井芳郎監訳 『デイヴィッド・リカード全集』 第 巻, 1970年。
- Richards, R. D., 1929. *The Early History of Banking in England*. New York, Kelley, 1965.
- Smith, A., 1776. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, ed. by R. H. Campbel and A. S. Skinner, Oxford, Vol.1, 1976. 大内兵衛・松川七郎訳 『諸国民の富』, 岩波書店, 1960年。
- Steuart, J., 1767. *An Inquiry into the Principles of Political Economy*. London, *The Works*, 1805. 小林昇監訳 『経済の原理』 名古屋大学出版会, 1993年, 1998年。
- Thornton, H., 1802. *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*. Piccadilly, London. 渡辺佐平・杉本俊朗訳 『紙券信用論』 実業之日本

社, 1948年。

Tooke, T., 1844. *An Inquiry into the Currency Principle*. Longman, London. 玉野井芳郎訳『通貨原理の研究』日本評論社, 1947年。

White, L. H., 1984. *Free Banking in Britain: Theory, Experience, and Debate, 1800-1845*. Cambridge University Press.

小林昇, 1977. 『小林昇経済学史著作集』Ⅰ, 未来社。

1988. 『小林昇経済学史著作集』Ⅹ, 未来社。

1994. 『最初の経済学体系』名古屋大学出版会。

大友敏明, 2001. 『信用理論史』慶應義塾大学出版会。

杉山忠平, 1963. 『イギリス信用思想史研究』未来社。

竹本洋, 1995. 『経済学体系の創成』名古屋大学出版会。